

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		学習館の附設店舗等の使用の申請許可		
根拠例規及び条項		多治見市学習館の設置及び管理に関する条例（平成 8 年条例第 36 号）第 13 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項			
	基 準	<p>（使用の申請及び許可）</p> <p>条例第 13 条 学習館の附設店舗等、事務所及び自動販売機を使用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に附設店舗等の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするとき、又は使用期間満了後引き続き附設店舗等を使用しようとするときも、前 2 項と同様とする。</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	<p>経由機関 日（機関名 ）</p> <p>協議機関 日（機関名 ）</p> <p>処分機関 ～3 日</p>		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				